

彦根市歴史の風致維持向上計画(第2期)

【概要版】



平成30年(2018年)3月 認定

彦根市

① 彦根市の維持及び向上すべき歴史的風致

【歴史的風致とは】

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）の第1条において、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を『歴史的風致』と定義しています。

歴史的風致

歴史と伝統を反映した
人々の営み、生活、活動

一体となって形成してきた
良好な市街地の環境

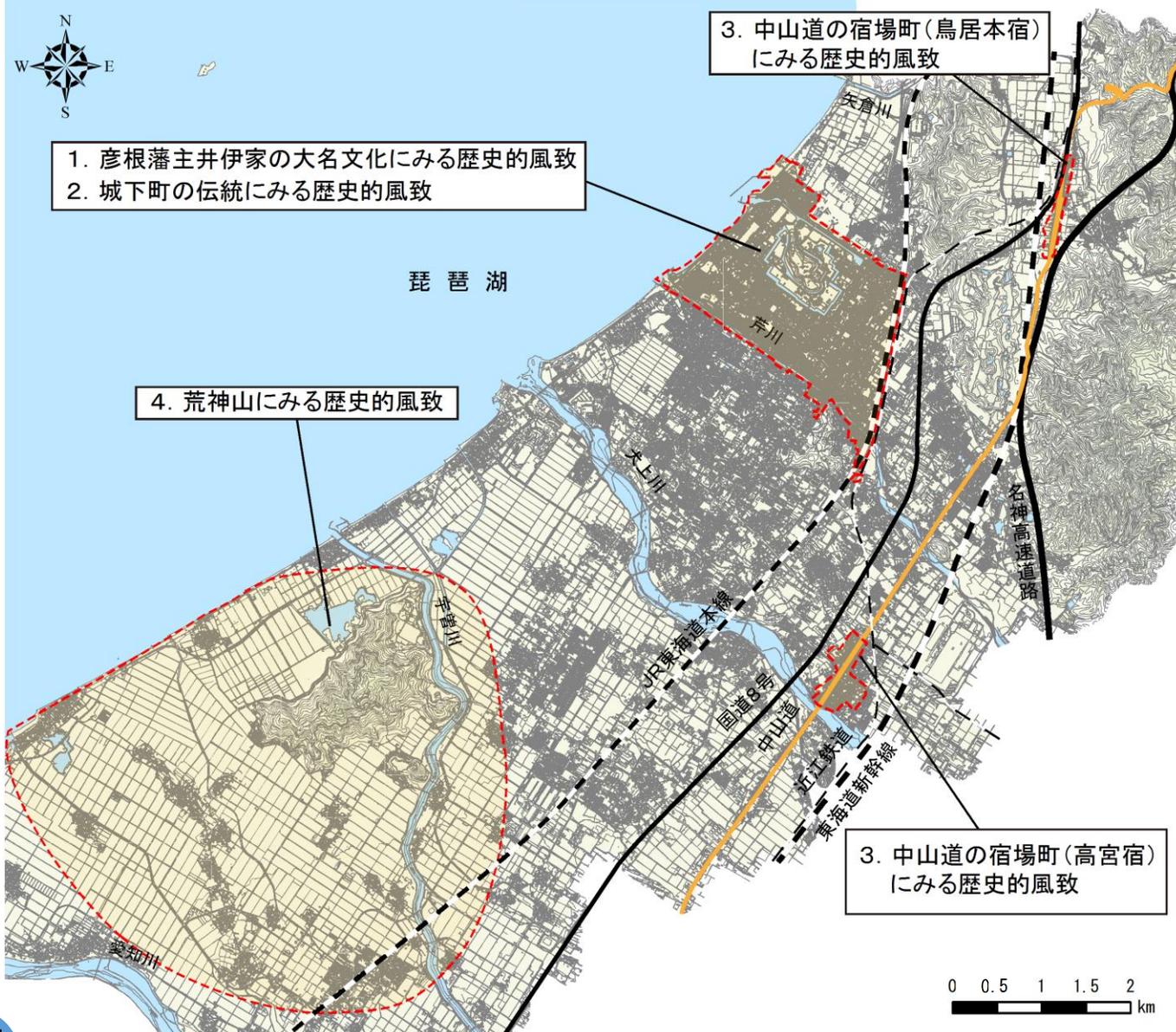
歴史上価値の高い建造物
及びその周辺の市街地

計画期間 平成30年度（2018）から平成39年度（2027）

彦根市は、古くから畿内と北国・東国とを結ぶ交通の要衝として長い歴史を刻んできています。そこには、豊かな文化が生まれ、時代と地域によって異なる個性を持ち、多様な展開を示しながら、そこに生きる人々と共生しています。

特に、江戸時代は、彦根藩の政治・経済・文化の中心として都市構造を発達させ、今日に残る歴史的建造物などの文化財は、人々の活動の場として、彦根に固有の伝統と文化を育んできています。

本市では、このような歴史的建造物など人々の活動とが一体となった環境として4つの歴史的風致があり、将来にわたって維持し向上を図るべき本市固有の貴重な歴史的風致を形成しています。



1 彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致

彦根藩主井伊家により彦根藩の政治が執り行われるとともに、大名の教養として「能や狂言」、「茶の湯」などが行われてきました。現代では、彦根城博物館にある復元した能舞台においての能や狂言の上演、大名茶の系譜を継ぐ茶の湯文化が息づいています。また、佐和山神社の祭礼である佐和山まつりが起源とされる「城まつりパレード」では、市内を甲冑を身にまとった武者が練り歩く城まつりが行われています。このような文化が根付いてきた背景のもと、彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致が形成されています。



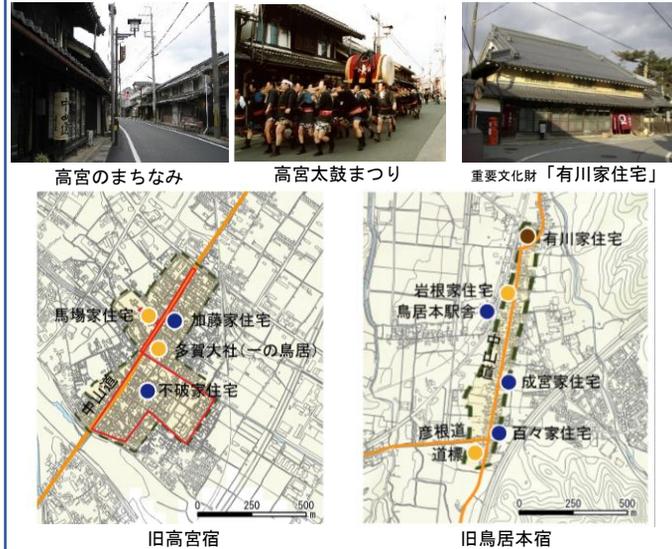
2 城下町の伝統にみる歴史的風致

彦根の城下町は、三重の堀によって区画されていました。城と城下町を守備する役割を担って城下を取り囲むように屋敷を連ねていた足軽組屋敷の中で、善利組があった地区では、今日も旧丁目を単位とする自治活動が行われています。また、正保元年（1644）の町割り後に、仏壇関連の職人が集住し、今日の仏壇街に至っています「七曲がり」や歴史的建造物において昔ながらの商いをする人たちが健在な「花しょうぶ通り」、城下に響く「時報鐘」の鐘の音など、城下町の伝統にみる歴史的風致が形成されています。



3 中山道の宿場町(高宮宿・鳥居本宿)にみる歴史的風致

本市には、中山道の宿場町として高宮宿と鳥居本宿があります。多くの人々が往来した高宮宿があった高宮町では、高宮神社の春祭りである「高宮太鼓祭り」があり、神輿を先頭に17町の太鼓が続く総勢500人を超える大行列で祭りを盛り上げています。また、鳥居本宿があった鳥居本町では、道中合羽形の看板を軒先に掲げた家が存在し、街道沿いの重要文化財有川家住宅では、妙薬の名産「赤玉神教丸」の製造販売が続けられています。このような江戸期から続く祭りや生業が、中山道の宿場町にみる歴史的風致を形成しています。



4 荒神山にみる歴史的風致

荒神山の山頂近くには、全長124mの荒神山古墳（古墳時代前期）が築かれています。荒神山周辺は、古墳時代後期に山中に小円墳が30基以上築造されるなど、古墳時代を通じて葬送の山として機能していました。山頂にある荒神山神社は、厄災を祓う荒神として今日まで広く信仰され、中でも夏越しの祓「水無月祭」は、神社最大の祭としてよく知られています。また、山腹に位置する稲村神社では、春季例大祭「太鼓登山」があり、山麓9町が大太鼓を神社に担ぎ上げるのを競う勇壮な行事です。このように、信仰の山として祭礼行事が、荒神山にみる歴史的風致を形成しています。



② 歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針

1 歴史的建造物等の保存と活用に関する課題

本市の歴史的風致である旧城下町をはじめ市内には、歴史的風致を構成する歴史的建造物などが、指定文化財だけでなく未指定の建造物などを含め多数存在します。

指定文化財及び第1期計画の歴史まちづくり計画により、歴史的風致形成建造物に指定した歴史的建造物では、保護と活用を推進してきましたが、保存修理の必要な建造物はまだ多く存在しています。

さらに、所有者の高齢化や維持管理費の問題などから、管理が行き届かない建物の増加により、荒廃や滅失が進行し、旧城下町などの歴史的景観が失われてきています。

方針

- ◆ 国、県、市の指定文化財建造物、伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物、登録有形文化財建造物は、法及び条例に基づき適切な保護を図ります。
- ◆ 未指定の歴史的建造物は、歴史的価値を把握するための調査を行い、文化財指定などより適切な保護を図ります。
- ◆ 修理が必要な歴史的建造物は、修理などを行い良好な形で後世に継承することに努めます。

2 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する課題

本市の維持向上すべき歴史的風致を継承するためには、歴史的建造物などの保存だけでなく、それらを取り巻く周辺環境についても、歴史的景観に対する配慮や安全な歩行空間の確保に課題があります。旧城下町地区では、彦根城周辺の駐車場を目指す車両の増加などにより、安心して散策できる環境の形成が求められています。

さらに、まち歩きしやすい環境の形成に向けて、バリアフリー化した道路、案内サイン、説明板が不足しています。

また、歴史的建造物を取り巻く居住環境では、人口減少や居住者の高齢化などから空き家化が進むなど、歴史的景観との調和が難しくなっています。

方針

- ◆ 各種のまちづくり施策と連携を図りながら環境の保全、整備の推進に努めます。
- ◆ 防災や景観などの観点から、まちづくり活動を行う地元組織などと連携を図ります。
- ◆ レンタサイクル基地整備と利用促進ならびに案内サインなどの環境整備を行います。
- ◆ 歴史的風致を有する区域への自動車利用の抑制検討を行います。
- ◆ 良好な景観形成の推進を図ります。



3 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

本市には、江戸時代以来の伝統を引き継ぐ茶の湯や能楽が根付いています。しかし、子どもたちが伝統文化に触れる機会が減少してきています。

市指定の無形民俗文化財である伝統芸能においては、人口減少や高齢化などにより、踊り手不足が深刻化していることならびに、用具などの修繕や更新について負担が大きく、維持継承が困難な状況が見られます。

また、伝統工芸品である「彦根仏壇」では、社会・経済的な要因や職人の高齢化などによる担い手の不足ならびに、伝統技術の継承が深刻となっています。

方針

- ◆ 伝統工芸の担い手の育成支援に取り組みます。
- ◆ 無形民俗文化財の伝統芸能の活動支援や活動に欠かせない用具などの修繕を支援します。
- ◆ 伝統芸能、伝統文化を学ぶ機会及び後継者育成の環境づくりを推進します。
- ◆ 歴史的風致を構成する地域の祭礼、伝統行事・伝統芸能などの調査を推進します。
- ◆ 地域住民や保存会、まちづくり活動団体への支援により後継者及び伝承者の育成を図ります。



4 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する課題

本市の歴史的風致は、本市固有の資源であり、先人から受け継いできた貴重な宝です。

市民共通の誇りであるこの歴史的風致は、市民が郷土に対する理解と愛着の高揚に繋がるとともに、来訪者の増加や交流の拡大に有効な資源であります。

このように、市民や来訪者に対して、広くこれらの情報を適切な方法により普及ならびに啓発することが大切であります。情報発信の充実に対する課題があります。

方針

- ◆ 歴史的風致の価値を知り、造詣を深められるよう、歴史や文化財に関する情報発信を行います。
- ◆ 説明板の設置や解説シートなどの作成を行うとともに、歴史的風致に触れ、理解を深める機会を創出します。
- ◆ 各種団体と協働し、歴史的建造物の活用や、歴史文化を反映した行祭事・イベントなどを通して歴史的風致を維持及び向上させるための活動を推進します。



③ 重点区域の位置及び区域

歴史まちづくり法の第2条に基づき、重要文化財建造物などの建造物の用に供される土地の周辺区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域を『重点区域』として設定することが規定されています。

『彦根城下惣絵図』を基本に西に琵琶湖、南に芹川、東にJR東海道本線、北に旧外堀（旧松原内湖）に囲まれた区域が、一定の広がりをもった市街地を形成しており、この区域に繋がる名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園、江戸期から続く伝統工芸の産地である七曲がり仏壇街および蛭子神社周辺地区を含めたエリアを「彦根城下町区域」として重点区域に設定しています。



指定の効果

重点区域は、歴史的風致が色濃く現存し、本市を代表する区域です。

この区域は、本市の経済活動の中心地である中心市街地とも重なっています。

また、歴史的風致を形成する建造物の中には、早急に保存の対策を講じ、その活用について検討を施す必要のあるものも多くあります。

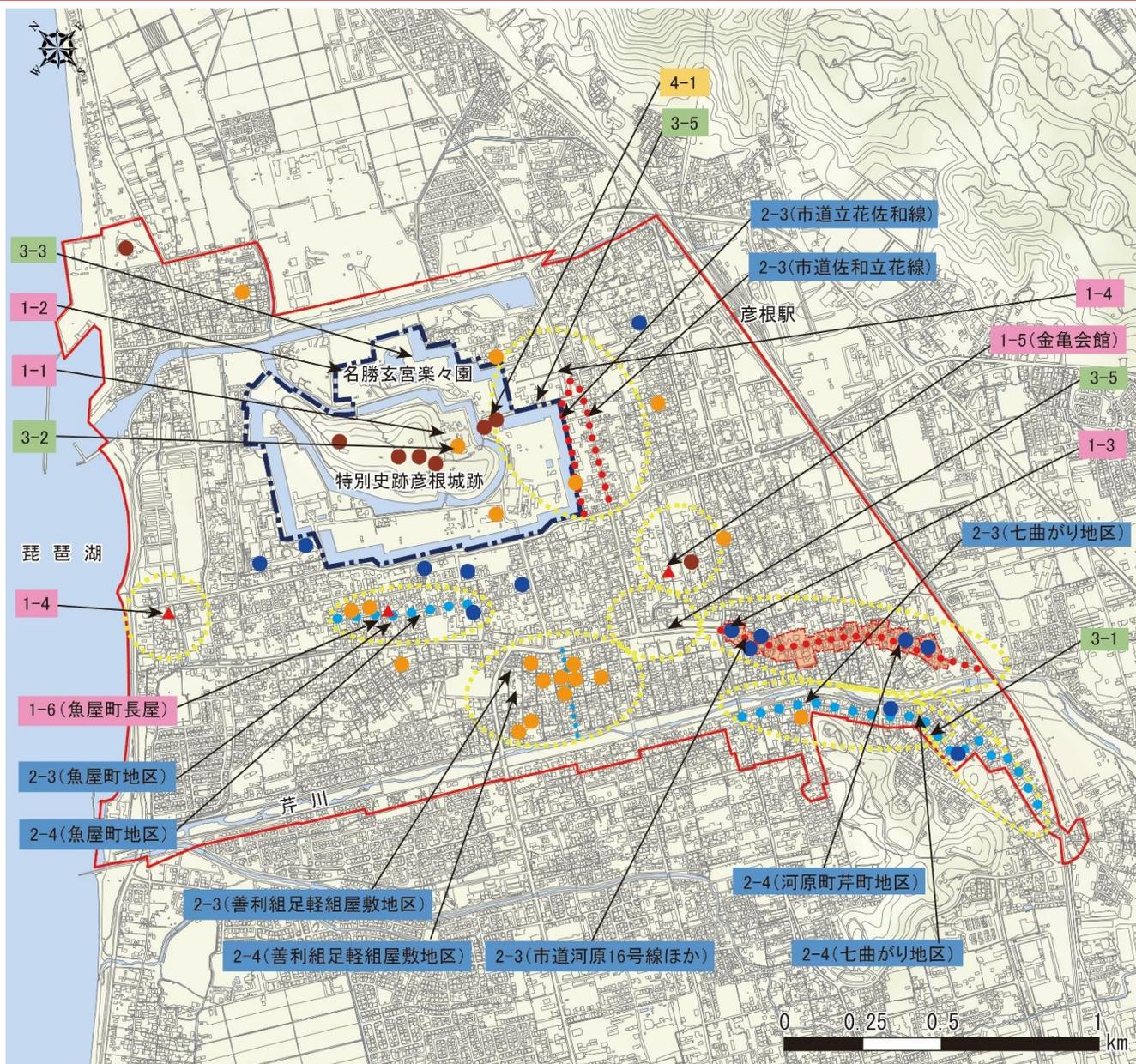
このような中、方針に基づく施策を重点的に推進することによって、本市固有の歴史的風致が維持向上するとともに、歴史資産を生かしてまちが形成されることによって、市民の誇りと愛着があるまちの実現に繋がります。

さらに、彦根の魅力や個性を高め、ひいては観光客の増加による交流人口の拡大による、経済への波及効果も期待することができます。

良好な景観の形成に関する施策との連携



④ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項



凡例

- 重点区域 (彦根城下町地区)
- 特別史跡 (彦根城跡)
- 重要伝統的建造物群保存地区 (河原町芋町地区)
- 歴史的風致の保全・整備を予定する地区
- 歴史的建造物等の保存と活用に関する事業
- 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する事業
- 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業
- 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業
- 国指定文化財
- 国登録文化財
- 市指定文化財
- ▲ 歴史的風致形成建造物 (整備対象)

事業一覧

- 【(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する事業】
 - 1-1 特別史跡彦根城跡保存整備事業
 - 1-2 名勝玄宮楽々園保存整備事業
 - 1-3 河原町芋町地区伝統的建造物群保存整備事業
 - 1-4 彦根城外堀跡保存整備事業
 - 1-5 歴史的風致形成建造物保存整備事業 (金亀会館)
 - 1-6 歴史的風致形成建造物保存整備事業 (魚屋町長屋)
 - 1-7 未指定文化財調査事業
- 【(2) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する事業】
 - 2-1 旧城下町地区周遊環境整備事業
 - 2-2 旧城下町地区周遊環境構築事業
 - 2-3 無電柱化等道路修景事業
 - 2-4 歴史的な地域環境保全再生事業
- 【(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業】
 - 3-1 伝統工芸継承支援事業
 - 3-2 伝統芸能継承事業
 - 3-3 伝統技術者育成支援事業
 - 3-4 歴史まちづくり活動支援事業
 - 3-5 伝統的行催事開催事業
- 【(4) 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業】
 - 4-1 博物館展示・文化財等郷土資料公開事業
 - 4-2 歴史的風致情報発信事業

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する主な事業

1-1 特別史跡彦根城跡保存整備事業

- ・特別史跡彦根城跡整備基本計画を見直します。
- ・石垣の保存修理などの史跡整備を実施します。

特別史跡彦根城跡



1-2 名勝玄宮楽々園保存整備事業

- ・名勝玄宮楽々園内の池（魚躍沼）の護岸、橋、槻御殿（楽々園）の楽々の間・御張出棟などの保存修理を行います。

楽々園「楽々の間」



1-3 河原町芋町地区伝統的建造物群保存整備事業

- ・重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を維持し向上させるため、修理または修景事業を推進します。

河原町芋町地区



1-5,6 歴史的風致形成建造物保存整備事業

- ・藩校弘道館の講堂であった「金亀会館」を、歴史的風致の維持向上につながる学習活動の場として活用するため保存修理を行います。

金亀会館



2-1 旧城下町地区周遊環境整備事業

- ・旧城下町特有の町割りが残る通りを、移動しやすくする環境の整備に取り組みます。



レンタサイクル



案内サイン

- ・下魚屋町に位置しており、魚屋町の町家が歴史的なまちなみを形成する中で、最大規模の歴史的建造物である「魚屋町長屋」の建物調査、公有化及び保存修理を行い活用を図ります。

魚屋町長屋



2-2 旧城下町地区周遊環境構築事業

- ・旧城下町区域外に駐車場を設け、専用の周遊バスに乗り換えるパーク・アンド・バスライドの社会実験を通して、まち歩きしやすい環境の構築を目指します。



2-3 無電柱化等道路修景事業

- ・歴史的景観に配慮し、無電柱化及び修景舗装整備などを行います。

市道佐和立花線



2-4 歴史的地域環境保全再生事業

- ・歴史的な風景が残る地区において、地域と協働して歴史を活かしたまちづくり活動の推進に取り組みます。



3-1 伝統工芸継承支援事業

- ・伝統工芸品である「彦根仏壇」の活性化に係る人材育成や情報発信、イベント開催などの事業を支援します。



彦根仏壇

3-5 伝統的行祭事開催事業

- ・彦根を代表する伝統的行祭事のひとつである「城まつり」の開催を通して、彦根のすばらしさを知る機会の創出に繋がります。

城まつりパレード



4-1 博物館展示・文化財等郷土資料公開事業

- ・彦根藩主井伊家に伝来した美術工芸品・古文書、埋蔵文化財、郷土資料などの展示を通して、歴史・文化財の情報発信を行います。



4-2 歴史的風致情報発信事業

- ・歴史・文化を多くの人に知ってもらうため、文化財現地説明会などの普及啓発に努めます。また、ボランティアガイドの育成支援を行います。



⑤ 歴史的風致形成建造物に関する事項

指定の方針

指定にあたっては、本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る必要がある建造物を指定し、その保全を図ります。

指定要件

指定の要件は、国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物を除く歴史的建造物で、次のいずれかの基準に該当する建造物としています。

- ① 滋賀県文化財保護条例に基づく滋賀県指定文化財
- ② 彦根市文化財保護条例に基づく彦根市指定文化財
- ③ 文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）
- ④ 景観法に基づく景観重要建造物
- ⑤ その他、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、保全の措置が必要な建造物として市長が必要と認めたもの

指定基準

指定の基準は、次のいずれかに該当する建造物としています。なお、指定においては、建造物と密に関係している庭などを構成している土地又は物件も含むものとしています。

- ① 建造物の形態・意匠又は技法などの工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③ 歴史的景観を保全するうえで重要な建造物

指定候補の建造物



旧鈴木屋敷長屋門

市指定文化財



金亀会館

市指定文化財



中村商家保存館
(主屋・文庫蔵・酒蔵)

国登録有形文化財



旧彦根藩足軽組屋敷
(善利組・中居家住宅)

市指定文化財



旧彦根藩足軽組屋敷
(善利組・太田家住宅)

市指定文化財



辻番所・旧彦根藩足軽組屋敷
(善利組・旧磯島家住宅)

市指定文化財



旧西郷屋敷長屋門
附袖塀 塀及び高麗門

市指定文化財



旧広田家（納屋七）住宅

市指定文化財



旧彦根藩足軽組屋敷
(善利組・林家住宅)

市指定文化財



旧彦根藩武家屋敷（大村家住宅）
附袖塀・門及び長屋

市指定文化財



旧池田屋敷長屋門

市指定文化財



村岸家住宅

景観重要建造物



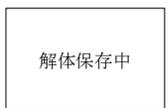
能舞台

市指定文化財



魚屋町長屋

保全の措置が必要な建造物



解体保存中

長曾根口御門

保全の措置が必要な建造物

彦根市へのアクセス

(重点区域まで)

電車：JR東海道本線 [大阪駅] から約80分 [彦根駅] 下車
JR東海道新幹線 [米原駅] から1駅 約5分 [彦根駅] 下車
車：名神高速道路 [彦根IC] から約10分



彦根市



本計画の問い合わせ先

彦根市 歴史まちづくり部 景観まちなみ課

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 TEL 0749-30-6148 FAX 0749-24-8517

E-mail toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp